

令和8年度

- 介護テクノロジー導入支援
- 介護テクノロジーパッケージ型導入支援
- 導入支援と一体的に行う業務改善支援

補助事業の手引き

福島県補助募集ページ：

<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21025c/r8kaigorobot.html>

《問い合わせ先》

福島県高齢福祉課 施設福祉担当

TEL：024-521-7533

Mail: kourei-kaigorobot@pref.fukushima.lg.jp

・目次

各事業共通事項	3
1 補助対象者	3
2 申請方法及び必要書類等	3
3 選定方法	9
4 事業の募集から終了の流れ	9
介護テクノロジー導入支援	10
1 補助対象経費	10
2 補助対象外経費	11
3 基準額	11
4 その他	12
介護テクノロジーパッケージ型導入支援	13
1 補助対象経費	13
2 補助対象外経費	13
3 基準額	13
4 その他	13
導入支援と一体的に行う業務改善支援	15
1 補助対象経費	15
2 補助対象外経費	15
3 基準額	15
Q&A	16

【各事業共通事項】

1 補助対象者

- ・ 県内に所在する介護保険法に基づく指定又は許可を受けた介護サービス事業所
- ・ " 老人福祉法に基づく養護老人ホーム及び軽費老人ホーム

2 申請方法及び必要書類

(1) 提出先

〒960-8670

福島市杉妻町2番16号（西庁舎7階）

福島県保健福祉部高齢福祉課 施設福祉担当

電子メール: kourei-kaigorobot@pref.fukushima.lg.jp

アドレス入力誤りにより申請メールが届かない事例がおきています。

ご注意ください。

(2) 申請方法

郵送で1部又は電子メールで提出

※電子メール送信後、しばらくしたら到着確認の電話をお願いします。）

(3) 要綱・様式掲載 URL

<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21025c/r8kaigorobot.html>

(4) 申請にあたっての注意点

- ア 「県の交付決定日から令和9年1月31日まで」に実施する事業が対象です。
- イ 県の交付決定前に着手した場合、補助金を交付できませんのでご注意ください。
- ウ やむを得ない理由により、交付決定前に着手する場合は、内示後に別紙様式10を提出してください。その場合でも、着手は内示後となりますので、ご注意ください。
- エ 他の補助金等を受けて導入する介護ロボット等については、この補助金の対象とはなりません。
- オ 申請される介護事業所においては、6月19日（金）にふくしま介護生産性向上支援センター主催で開催する「令和8年度第1回福島県介護生産性向上支援セミナー」の受講を必須とします。セミナーの開催案内については当課HPをご確認ください。
(URL) <https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21025c/seisanseikensyu0801.html>
※ 後日配信するアーカイブ動画の受講でも可とします。
- カ 全体の応募額によっては、補助上限額が記載を下回る場合や交付できない場合があります。あらかじめご了承ください。
- キ 計画書や申請書、実績報告書は事業所ごとかつ事業ごとに個別に作成してください。
- ク 本事業は、令和8年度6月補正予算成立後において、事業を円滑に開始できるよう成立前に公募するものです。このため、本事業は予算の成立が前提であり、かつ、今後内容に変更があり得ることをあらかじめご承知おきください。

(5) 補助要件

次に掲げるア～クについて、いずれも満たすことが要件です。

ア 以下表1に掲げるサービスについては、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（名称は問わない。）を設置すること。

（参考）利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会のポイント・事例集

（掲載先：<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001283606.pdf>）

（表1）

短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型共同生活介護

イ 以下表2に掲げるサービスについては、令和8年度までに「ケアプランデータ連携システム」の利用を開始すること。

（表2）

訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、福祉用具貸与、居宅療養管理指導、短期入所生活介護、短期入所療養介護、居宅療養管理指導、夜間対応型訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、認知症対応型通所介護、地域密着型通所介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、特定施設入居者生活介護（短期利用）、地域密着型特定施設入居者生活介護（短期利用）、認知症対応型共同生活介護（短期利用）、居宅介護支援、介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション、介護予防福祉用具貸与、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護（介護老人保健施設）、介護予防短期入所療養介護（介護療養型医療施設等）、介護予防短期入所療養介護（介護医療院）、介護予防居宅療養管理指導、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護（短期利用）、介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用）、介護予防支援、訪問型サービス（みなし）、訪問型サービス（独自）、訪問型サービス（独自／定率）、訪問型サービス（独自／定額）、通所型サービス（みなし）、通所型サービス（独自）、通所型サービス（独自／定率）、通所型サービス（独自／定額）

ウ 本事業による導入・活用により、業務の改善・効率化等が進められ、職員の業務負担軽減やサービスの質の向上など生産性向上が図られるとともに、収支の改善が図られた場合には、職員の賃金へも適切に還元することとし、その旨を職員等に周知すること。

エ 独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が実施する「SECURITY ACTION」の「★一つ星」又は「★★二つ星」のいずれかを宣言すること。事業所単位で単一の法人番号を有していない場合には、法人単位として、又は事業所の代表者を「個人事業主」として申し込むこと。加えて、個人情報保護の観点から、十分なセキュリティ対策を講じること。なお、セキュリティ対策については、最新版の厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」を参考にすること。

オ 介護事業所の業務効率化に向けた課題解決につなげ、当該取組を継続的に行うため、次に掲げる①又は②のいずれかを受けることを要件とする。

① コンサルティング会社等による業務改善支援

生産性向上ガイドラインに基づき、生産性向上に係る支援について知識・経験を有する第三者（業務改善を支援する事業者）が、介護事業所において、①事前評価（課題

抽出)、②業務改善に係る助言・指導等、③事後評価(導入後の定着支援も対象とする)等の支援を受けること。

② ふくしま介護生産性向上支援センター等による業務改善支援

県が別に設置するふくしま介護生産性向上支援センターが実施する研修、または厚生労働省委託事業による「生産性向上ビギナーセミナー」、「生産性向上フォローアップセミナー」及び「デジタル中核人材養成研修」を受講すること。

なお、本研修とは別に第17条第1項に定めるとおり、ふくしま介護生産性向上支援センターに相談すること。

カ 厚生労働省が発行する以下の資料を参考に、介護ロボットやICT等を活用した事業所内の業務改善に取り組み、業務改善計画を作成すること。

- ・介護サービス事業における生産性向上に資するガイドライン
- ・介護サービス事業所におけるICT機器・ソフトウェア導入に関する手引き
- ・介護ソフトを選定・導入する際のポイント集
- ・介護ロボットのパッケージ導入モデル
- ・介護現場で活用されるテクノロジー便覧

キ 「科学的介護情報システム(Long-term care Information system For Evidence : LIFE(ライフ)。以下「LIFE」という。)による情報収集に協力すること。なお、本事業においてタブレット端末等のみを導入する場合も同様に情報収集に協力すること。

ク 厚生労働省等が実施する効果検証事業等に可能な限り協力すること。(厚生労働省等から補助事業所に対して直接協力依頼の打診をする場合がある。)

(6) 導入効果の報告

補助事業者は、補助を受けた翌年度から3年の間、福島県及び厚生労働省老健局高齢者支援課介護用務効率化・生産性向上推進室に業務改善効果等を報告すること(具体的な報告内容や報告方法、報告期限等の詳細については、毎年度別途通知する。)

(7) 補助率

対象経費の4/5以内

(8) 基準額・補助上限額

介護テクノロジー導入支援、介護テクノロジーパッケージ型導入支援の合計で、1法人につき915万円を上限とします。

※導入支援と一体的に行う業務改善支援については、法人単位の上限額を設けず、1事業所につき48万円を上限とします。

事業名		基準額			補助上限額	
1 介護テクノロジー導入支援事業	介護ロボット	移乗支援	100万円/台			1、2の合計で 1法人につき 上限915万円
		入浴支援				
		インカム				
		別表第4で定める機器 (バックオフィスソフトを除く)				
		上記以外				
	「介護業務支援」に 該当する介護ソフト 及びバックオフィス ソフト	介護ソフト	職員数	ソフト単体	ソフト+介護ソフト定着支援	
			1人~10人	100万円/事業所	115万円/事業所	
			10人~20人	150万円/事業所	165万円/事業所	
			20人~30人	200万円/事業所	215万円/事業所	
			30人~	250万円/事業所	265万円/事業所	
バックオフィスソフト		職員数	ソフト単体	/		
		1人~10人	100万円/事業所			
		10人~20人	150万円/事業所			
		20人~30人	200万円/事業所			
30人~	250万円/事業所					
2	介護テクノロジーパッケージ型導入支援		パッケージ単体	パッケージ+介護ソフト定着支援		
			900万円/事業所	915万円/事業所		
3	導入支援と一体的に行う業務改善支援	48万円/事業所			1事業所につき 48万円	

(9) 提出書類

ア 事業計画

- ・申請期間：令和8年6月23日（火）～7月31日（金）17：00まで
- ・各事業所、各事業で計画書等を作成してください。

事業名	提出書類
○ 介護テクノロジー導入支援	①別紙様式1（介護テクノロジー所要額調書） ②別紙様式4（業務改善計画書） ③見積書 ④購入機器が分かる資料（製品パンフレット等）
○ 介護テクノロジーパッケージ型導入支援	①別紙様式2（介護テクノロジーパッケージ型所要額調書） ②別紙様式4（業務改善計画書） ③見積書 ④購入機器や工事内容が分かる資料（製品パンフレット、図面等）
○ 導入支援と一体的に行う業務改善支援	①別紙様式3（業務改善支援所要額調書） ②別紙様式4（業務改善計画書） ③見積書 ④コンサル実施内容や研修内容等が分かる資料

イ 交付申請

・補助金振込口座は原則法人で1つに統一してください。

事業名	提出書類
○ 介護テクノロジー導入支援	①第1号様式（交付申請） ②第2号様式（事業計画書） ③第3号様式（収支予算書） ④別紙様式1（介護テクノロジー所要額調書） ⑤別紙様式4（業務改善計画書） ⑥見積書 ⑦購入機器や工事内容が分かる資料（製品パンフレット、図面等） ⑧独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が実施する「SECURITY ACTION」の宣言状況がわかる書類 （宣言申込後に受け取るメールの写しまたは「自己宣言サイト」にログインし、表示される申請状況画面のスクリーンショット等） ⑨補助金振込口座の通帳の表紙と見開きの写し ⑩別紙様式10（交付決定前着手届）
○ 介護テクノロジーパッケージ型導入支援	①第1号様式（交付申請） ②第2号様式（事業計画書） ③第3号様式（収支予算書） ④別紙様式2（介護テクノロジーパッケージ型所要額調書） ⑤別紙様式4（業務改善計画書） ⑥見積書 ⑦購入機器や工事内容が分かる資料（製品パンフレット、図面等） ⑧独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が実施する「SECURITY ACTION」の宣言状況がわかる書類 （宣言申込後に受け取るメールの写しまたは「自己宣言サイト」にログインし、表示される申請状況画面のスクリーンショット等） ⑨補助金振込口座の通帳の表紙と見開きの写し ⑩別紙様式10（交付決定前着手届）
○ 導入支援と一体的に行う業務改善支援	①第1号様式（交付申請） ②第2号様式（事業計画書） ③第3号様式（収支予算書） ④別紙様式3（業務改善支援所要額調書） ⑤別紙様式4（業務改善計画書） ⑥見積書 ⑦コンサル実施内容や研修内容等が分かる資料 ⑧独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が実施する「SECURITY ACTION」の宣言状況がわかる書類 （宣言申込後に受け取るメールの写しまたは「自己宣言サイト」にログインし、表示される申請状況画面のスクリーンショット等） ⑨補助金振込口座の通帳の表紙と見開きの写し ⑩別紙様式10（交付決定前着手届）

ウ 実績報告

- ・導入した機器の写真は、導入した台数が確認できるものとしてください。
- ・介護ソフトはPC やタブレットの画面に介護ソフトが写った状態の写真を提出してください。

事業名	提出書類
○ 介護テクノロジー導入支援	①第6号様式（完了報告） ②第7号様式（実績報告） ③第8号様式（事業実績書） ④第9号様式（収支精算書） ⑤第11号様式（交付請求） ⑥別紙様式5（介護テクノロジー精算額調書） ⑦別紙様式8（業務改善実績書） ⑧請求書 ⑨領収書 ⑩導入した機器の写真 （以下、該当者のみ） ⑪ケアプランデータ連携システムの「受信一覧」もしくは「送信一覧」の画面データ
○ 介護テクノロジーパッケージ型導入支援	①第6号様式（完了報告） ②第7号様式（実績報告） ③第8号様式（事業実績書） ④第9号様式（収支精算書） ⑤第11号様式（交付請求） ⑥別紙様式6（介護テクノロジーパッケージ型精算額調書） ⑦別紙様式8（業務改善実績書） ⑧請求書 ⑨領収書 ⑩導入した機器及び工事内容がわかる写真 （以下、該当者のみ） ⑪ケアプランデータ連携システムの「受信一覧」もしくは「送信一覧」の画面データ
○ 導入支援と一体的に行う業務改善支援	①第6号様式（完了報告） ②第7号様式（実績報告） ③第8号様式（事業実績書） ④第9号様式（収支精算書） ⑤第11号様式（交付請求） ⑥別紙様式7（業務改善支援精算額調書） ⑦別紙様式9（業務改善支援実績書） ⑧請求書 ⑨領収書 ⑩コンサルを実施したことが分かる資料

3 選定方法

補助の対象を選定するに当たっては、以下（１）から（３）の順に優先して選定します。

- （１）過去２年間に福島県補助金※の交付を受けたことがない介護事業所
- （２）（１）に該当しない介護事業所のうち、いわゆる見守り支援機器・インカム・介護ソフトのいずれかを今回導入する介護事業所
- （３）（１）及び（２）に該当しない介護事業所のうち、業務改善計画書（別紙様式４）の内容により、特に優先度が高いと県が判断した介護事業所

※「令和６年度福島県介護ロボット・ICT導入支援事業費補助金」及び「令和７年度福島県介護テクノロジー導入支援事業費補助金」、「令和６年度福島県地域医療介護総合確保基金事業補助金（介護施設等の大規模修繕の際に併せて行う介護ロボット・ICT導入支援事業）」、「令和７年度福島県地域医療介護総合確保基金事業補助金（介護施設等の大規模修繕の際に併せて行う介護ロボット・ICT導入支援事業）」をいう。

4 事業の募集から終了までの流れ

事業の流れ	時期
（１）事業計画書等の提出 【事業者→県】	令和８年６月２３日（火）～ ７月３１日（金）17:00 必着
（２）内示通知 【県→事業者】	令和８年９月上旬頃
（３）交付申請書等の提出 【事業者→県】	内示時に提出期限をお知らせします
（４）交付決定 【県→事業者】	交付申請後随時
（５）事業の実施 【事業者】	随時
（６）完了届・実績報告書等の提出 【事業者→県】	事業完了後 30 日以内または令和９年１月３１日 のいずれか早い日
（７）確定通知（必要な場合） 【県→事業者】	事業実績確認後
（８）補助金の支払 【県→事業者】	確定通知後随時

【介護テクノロジー導入支援】

1 補助対象経費

(1) 「福祉用具情報システム」((公財) テクノエイド協会が提供。以下、「TAIS」という。)に掲載された介護テクノロジー

「TAIS」において「介護テクノロジー」として選定された機器等を導入する際の経費を対象とします。

※ 掲載先：<https://www.techno-aids.or.jp/ServiceWelfareGoodsList.php>

(「TAIS」画面)

The screenshot displays the TAIS website interface. At the top, a search bar is highlighted with a red box and labeled ①, containing the text "福祉用具を探す (※) 介護テクノロジーを含む". Below the search bar are four buttons: "メーカー・輸入事業者を探す", "関連情報", "福祉用具を登録する", and "お知らせ". A dark blue banner at the bottom of this section reads "厚生労働省が行う導入支援の対象となりうる製品情報の収集・提供".

The second part of the screenshot shows a grid of category icons for "介護テクノロジー" (Care Technology), labeled ②. The categories include: 移乗支援 (装着), 移乗支援 (非装着), 移動支援 (屋外), 移動支援 (屋内), 移動支援 (装着), 排泄支援 (排泄物処理), 排泄支援 (排泄予測・検知), 排泄支援 (動作支援), 見守り・コミュニケーション (施設), 見守り・コミュニケーション (在宅), 見守り・コミュニケーション (コミュニケーション), 入浴支援, 介護業務支援, 機能訓練支援, 食事・栄養管理支援, and 認知症生活支援・認知症ケア支援. A search icon labeled ③ is located at the bottom right of the grid.

本情報の取り扱い
当協会に設置する委員会により、厚生労働省が行う導入支援の対象となりうる製品選定を行い、該当すると判断されたものを掲載しております。(※)
掲載している製品は、厚生労働省の導入支援事業にて各都道府県が実施している介護テクノロジーの導入支援を行う補助金の補助対象となる可能性があります。

(2) 介護ソフトの定着促進支援

介護ソフトの定着を促進する費用として、介護ソフトの導入に伴い一体的に使用するためのタブレット端末等の購入費用やWi-Fi環境整備に必要な経費等を対象とします。

(対象費用の例)

- ・ 介護ソフトと一体的に使用するための情報端末 (PC、タブレット端末 (リース費用を含む))
- ・ 介護ソフトを利用するためのWi-Fi環境を整備するために必要な経費 (配線工事 (Wi-Fi環境整備のために必要な有線LANの設備工事も含む)、モデム・ルーター、アク

セスポイント、システム管理サーバー、ネットワーク構築等)

- ・ 介護ソフトの導入前後に行うベンダーによるサポート費用 等

(3) その他

上記(1)に該当しない機器のうち、以下ア又はイのいずれかに該当する機器等を対象とします。

ア 「TAIS」に掲載されていない機器で、上記(1)の介護テクノロジーと機能等が同水準と判断される機器

イ 別表第4に掲げる要件のいずれにも該当し、かつ介護従事者の身体的負担の軽減や、間接業務時間の削減等につながる業務の効率化など、介護従事者が継続して就労するための職場環境整備として有効であり、介護サービスの質の向上につながると判断される機器等

(別表第4)

1	以下のアからオのいずれかに該当する機器
ア	介護施設等における調理支援などの職員の負担を軽減する機器(一括で調理支援を行う機器、加熱・冷蔵機能等を備えた配膳車や配膳ロボット等)
イ	生産性向上に資する福祉用具(訪問介護事業所で使用するスライディングボード等)
ウ	過年度に導入した見守り機器を効果的に活用するために必要な通信環境整備に要する経費(配線工事、モデム・ルーター、アクセスポイント、システム管理サーバー、ネットワーク構築等)
エ	バックオフィスソフト(電子サインシステム、給与、勤怠管理等)
オ	バイタル測定が可能なウェアラブル端末
2	一般的な用途に限定される機器等ではなく、介護事業所での使用に適合するもの。
3	販売価格が公表されており、一般的に購入できる状態にあること

※ リース費用は当該年度の1月末までにかかる経費のみが対象。

2 補助対象外経費

- ・ 消費税及び地方消費税
- ・ 通信に係る経費
- ・ 機器のメンテナンス費用
- ・ その他本事業の趣旨から適当とは認められない費用

3 基準額

(1) 介護ロボット

1 機器につき、補助対象経費の実支出額に5分の4を乗じて得た額と、以下の表の基準額とを比較して、少ない方の額を補助額とします。

種別	基準額
移乗支援(装着型・非装着型)	100万円/台
入浴支援	
インカム	
別表第4で定める機器 (バックオフィスソフトを除く)	
上記以外	30万円/台

(2) 「介護業務支援」に該当する介護ソフト及びバックオフィスソフト

補助対象経費の実支出額に5分の4を乗じて得た額と、以下の表の①職員数に応じた基準額とを比較して、少ない方の額を補助額とします。

なお、介護ソフト又はバックオフィスソフトのみを導入する場合は②基準額に示す額、介護ソフトの導入と合わせて1(2)介護ソフトの定着促進支援を活用する場合は③基準額に示す額が基準額となります。

種別	①職員数※1,2	②基準額 ソフトのみ	③基準額 ソフト+定着促進支援
介護ソフト	1名以上10名以下	100万円/事業所	115万円/事業所
	11名以上20名以下	150万円/事業所	165万円/事業所
	21名以上30名以下	200万円/事業所	215万円/事業所
	31名以上	250万円/事業所	265万円/事業所
バックオフィスソフト	1名以上10名以下	100万円/事業所	/
	11名以上20名以下	150万円/事業所	
	21名以上30名以下	200万円/事業所	
	31名以上	250万円/事業所	

※1 職員数には訪問介護員等の直接処遇職員だけでなく、ICTの活用が見込まれる管理者や生活相談員等の職員も算入して差し支えない。

※2 職員数については、申請時点における常勤換算方法により算出された人数（「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年3月31日厚生省令第37号）第2条第8号等の規定に基づいて計算した額とし、小数点以下は四捨五入するものとする。）とするが、居宅を訪問してサービスを提供する職員（訪問介護員、居宅介護支援専門員等）及び管理者や生活相談員等の職員については、従事する職務の性質上、実人数（常勤・非常勤の別は問わない）としても差し支えない。

4 その他

(1) 1(1)及び1(3)アの機器等（介護ソフトを除く）の導入に付帯して必要となる経費は、主となる経費と併せて導入する場合に限り、補助対象となります。

（機器等の導入に付帯して必要と認められる経費の例）

- ・ 介護ソフト以外の介護テクノロジーを利用するためのWi-Fi環境を整備するために必要な経費（配線工事（Wi-Fi環境整備のために必要な有線LANの設備工事も含む）、モデム・ルーター、アクセスポイント、システム管理サーバー、ネットワーク構築等）
- ・ 介護ソフト以外の介護テクノロジーの導入に伴って導入するPC、タブレット端末等

(2) 上記(1)の基準額は、主となる機器と付帯して必要となる経費を合計して3(1)に定める1台当たりの基準額に導入台数を乗じた金額です。

(3) 本補助金を活用して「介護業務支援」に該当する介護ソフトを導入する訪問介護事業所等の居宅サービス事業所又は居宅介護支援事業所（介護予防を含む。）であって、令和8年度中に「ケアプランデータ連携システム」により5事業所以上とデータ連携を実施する場合は、上記補助額に5万円が加算されます。

【介護テクノロジーパッケージ型導入支援】

1 補助対象経費

(1) 「TAIS」において「介護業務支援」に分類されているテクノロジー又は「介護業務支援」に分類されているテクノロジーと同水準の機器等と、そのテクノロジーと連動することで効果が高まると判断できるテクノロジー（Wi-Fi 環境整備を除く）を導入する場合に必要な経費。

(パッケージ型導入支援の例)

- ・「介護業務支援」に該当する機器＋「見守り・コミュニケーション」に該当する機器
- ・「介護業務支援」に該当する複数の機器
- ・介護ソフト＋インカム 等

(2) 介護ソフトの定着促進支援

介護ソフトの定着を促進する費用として、介護ソフトの導入に伴い一体的に使用するためのタブレット端末の購入費用やWi-Fi 環境整備に必要な経費等を対象とする。

(介護ソフト定着促進費用の例)

- ・介護ソフトと一体的に使用するための情報端末（PC、タブレット端末（リース費用を含む））
- ・介護ソフトを利用するためのWi-Fi 環境を整備するために必要な経費（配線工事（Wi-Fi 環境整備のために必要な有線LAN の設備工事も含む）、モデム・ルーター、アクセスポイント、システム管理サーバー、ネットワーク構築等）
- ・介護ソフトの導入前後に行うベンダーによるサポート費用 等

2 補助対象外経費

- ・消費税及び地方消費税
- ・通信に係る経費
- ・機器のメンテナンス費用
- ・その他本事業の趣旨とは適当とは認められない費用

3 基準額

補助対象経費の実支出額に5分の4を乗じて得た額と、以下の表の基準額とを比較して、少ない方の額を補助額とする。

なお、1（1）のみ導入する場合は①基準額、1（1）と合わせて1（2）介護ソフトの定着促進支援を活用する場合は②基準額に示す額が基準額となります。

種別	①基準額 パッケージのみ	②基準額 パッケージ+定着促進支援
介護テクノロジー パッケージ型導入支援	900万円/事業所	915万円/事業所

4 その他

(1) 補助対象経費に該当するテクノロジーの導入に付帯して必要となる経費は、主となる機器と併せて導入する場合に限り、補助対象となります。

(機器等の導入に付帯して必要と認められる経費の例)

- ・介護ソフト以外の介護テクノロジーを利用するためのWi-Fi 環境を整備するために必要な経費（配線工事（Wi-Fi 環境整備のために必要な有線LAN の設備工事も含む）、モデム・ルーター、アクセスポイント、システム管理サーバー、ネットワーク構築等）
- ・介護ソフト以外の介護テクノロジーの導入に伴って導入するPC、タブレット端末 等

(2) (1) の基準額は、主となる機器と付帯して必要となる経費を合計して3に定める基準

額の範囲内とする。

- (3) 本補助金を活用して「介護業務支援」に該当する介護ソフトを導入する訪問介護事業所等の居宅サービス事業所又は居宅介護支援事業所（介護予防を含む。）であって、令和8年度中に「ケアプランデータ連携システム」により5事業所以上とデータ連携を実施する場合は、上記補助額に5万円が加算されます。

【導入支援と一体的に行う業務改善支援】

1 補助対象経費

コンサルティング会社等による業務改善支援

介護テクノロジー導入支援又は介護テクノロジーパッケージ型導入支援により介護テクノロジーを導入する際に併せて、生産性向上ガイドラインに基づき、生産性向上に係る支援について知識・経験を有する第三者から、個別の契約に基づき、①事前評価（課題抽出）、②業務改善に係る助言・指導等、③事後評価（導入後の定着支援を含む）等の支援を受ける際に要する経費が対象となります。

2 補助対象外経費

- ・ 消費税及び地方消費税
- ・ メーカーや販売店等による機器の操作説明に係る経費
- ・ その他本事業の趣旨から相当とは認められない費用

3 基準額

1事業所につき、48万円

【Q & A】

No.	質問	回答
事業共通		
1	申請者は施設長か。	申請者は法人代表者になります。
2	1つの法人から複数の事業所を申請することは可能か。	可能です。 事業所ごとに申請書を提出してください。
3	過年度に申請を行ったが今年度も申請可能か。	申請可能です。 ただし、補助対象者の選定に当たっては、過去2年間に福島県補助金※の交付を受けたことがない事業所が優先となります。 ※交付要綱別表第1参照。
4	事業の着手は交付決定以降になるのか。	内示通知後、別紙様式10(交付決定前着手届)を提出いただくことで、交付決定を待たずに着手することができます。 <u>その場合でも着手(注文、契約)は内示後に行っていただく必要がありますのでご注意ください。</u>
5	別紙様式10(交付決定前着手届)を提出すれば、募集前に購入した介護ロボットやICT機器も補助対象になるのか。	<u>補助対象になりません。</u> 別紙様式10(交付決定前着手届)は、内示から交付決定までの間に着手する必要がある場合に提出してもらう書類です。
6	着手年月日や完了年月日とはどの時点を指すのか。	着手年月日はメーカーに注文した日(契約日)、完了年月日は代金の支払日(領収書の日付)になります。
7	見積合わせをすると着手したことになるのか。	見積合わせは着手に含まれません。着手とは商品をメーカー等に注文(契約)することを意味します。
8	提出する見積書は何社分必要か	1社分のみで結構です。
9	新規開設する予定の事業所でも補助金を申請することは可能か。	事業計画提出時点で既に開設されている事業所のみが対象になります。
10	法人でまとめて機器等を購入する場合、見積書は1つで良いか。	見積書は原則申請する事業所ごとに作成してもらってください。
11	1つの事業所から介護テクノロジー導入支援、介護テクノロジーパッケージ型導入支援、導入支援と一体的に行う業務改善支援の3つ同時に申請はできるのか。	可能です。手引きをご確認のうえ、それぞれの必要書類を提出してください。
12	「SECURITY ACTION」はどうやって宣言するのか。	宣言方法は以下URLからご確認ください。 https://www.ipa.go.jp/security/security-action/news/sa-notice-202602.html 事業所単位で単一の法人番号を有していない場合には、法人単位または事業所の代表者を「個人事業主」として申し込んでください。

介護テクノロジー導入支援												
13	補助対象となる介護ロボット及び介護ソフトを教えてください。	手引きの補助対象経費や「TAIS」、『「介護テクノロジーの重点分野」の定義』を参照ください。										
14	付属品は補助対象に含まれるか。	介護テクノロジーの使用に必要不可欠なものであり、最低限の機能の一部として考えられるものであれば対象になります。										
15	介護テクノロジーを活用するために必要な情報端末（PC、タブレット等）は補助対象に含まれるか。	主として導入する介護テクノロジーに付帯して必要となる場合は補助対象となります。										
16	毎月費用を支払う介護ソフトは「1年分」が対象となるのか、それとも「1月末まで」が対象か。	当該年度の1月末までに発生した経費が対象となります。										
17	介護ソフトの5年間の使用権（ライセンス）を購入する場合、購入した年度に全額を対象経費として扱ってよいか、それとも按分して当該年度の1月末までの経費を補助対象経費とするべきか。	使用権（ライセンス）購入型の介護ソフトは、使用期限はあるものの、購入時に一括して費用を支払うものであり、性質としてはパッケージ型介護ソフトの購入と同質であると考えられることから、初年度に全額を補助対象経費として扱います。										
18	Wi-Fi 環境整備のみの場合でも補助対象となるか。	過年度に導入した見守り機器を効果的に活用するために整備するものであれば、Wi-Fi 環境整備のみでも補助対象になります。（交付要綱別表第4-1ウ）										
介護テクノロジーパッケージ型導入支援												
19	「介護業務支援」に該当するテクノロジーとはどのようなものが対象となるか。	『「介護テクノロジーの重点分野」の定義』P13に記載されている定義をすべて満たす機器・システムやいわゆる「介護ソフト」（記録、請求業務等を一気通貫で行うことが可能なもの）が対象となります。 詳しくは「TAIS」をご確認ください。										
20	連動するテクノロジーはどのようなものが対象となるか。	例えば、見守り支援機器から得られる情報を収集・分析することが可能な介護業務支援ロボットを導入する場合、見守りセンサーやカメラなど連動することでより高い効果を発揮できるものなどが対象となります。										
21	介護ソフトと見守りセンサー、タブレット、Wi-Fi 環境整備をまとめて申請することは可能か。	可能です。 それぞれ、以下の対象経費に該当します。										
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>対象経費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>介護ソフト</td> <td>「介護業務支援に分類されるテクノロジー</td> </tr> <tr> <td>見守りセンサー</td> <td>連動することで効果が高まると判断できるテクノロジー</td> </tr> <tr> <td>Wi-Fi 環境整備</td> <td>介護ソフトの定着促進支援</td> </tr> <tr> <td>タブレット</td> <td>〃</td> </tr> </tbody> </table>	種別	対象経費	介護ソフト	「介護業務支援に分類されるテクノロジー	見守りセンサー	連動することで効果が高まると判断できるテクノロジー	Wi-Fi 環境整備	介護ソフトの定着促進支援	タブレット	〃
種別	対象経費											
介護ソフト	「介護業務支援に分類されるテクノロジー											
見守りセンサー	連動することで効果が高まると判断できるテクノロジー											
Wi-Fi 環境整備	介護ソフトの定着促進支援											
タブレット	〃											